

環境影響評価審査会 洲本太陽光発電所部会 会議録

- 1 日 時 : 令和6年7月22日(月)14時00分~16時00分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館404(Web会議併用)
- 3 議 題 : (仮称)洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価概要書の審査について
- 4 出席委員 : 上甫木委員(部会長)、遠藤委員、中寫委員、中山委員、藤原(道)委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員4名
環境政策課、環境整備課、淡路県民局環境課
関係市町 : 洲本市生活環境課
- 6 配付資料 :
 - 資料1 : 環境影響評価に関する条例手続フロー図
 - 資料2 : 環境影響評価概要書に対する審査会意見
 - 資料3 : 環境影響評価概要書に対する洲本市長意見
 - 資料4 : (仮称)洲本太陽光発電事業計画 環境影響評価概要書の審査について(答申)の案
- 7 議事概要 :
 - <事務局から資料1~4について説明>

[質疑]

(委員)

水質汚濁の面が前からずっと気になってるので、いろいろと意見を申し上げていますが、調査、流出係数がどうこうとは書いてありますが、結局調査はしないということですか。というのは、過去のデータでも結局、雨が降ったときにどれほど濁度が上がるのかというデータはほとんどない。流達時間が短いので、雨が降っている最中かその直後に行かないといけないのですが、そのあとの落ち着いた時期に行って計測をされているようなので、実際に雨でどれぐらい出ているかというのは計測できていないようです。雨が降ったときにどの程度濁度が上がるかというデータが無いまま、このまま進めていいのかというのは、前回もお伝えしたとおりですが、それが今回、結局、ここに書かれていないということは、考慮しない、配慮しないということだと思います。その点について、どのように考えられているのか教えてください。

(事務局)

現地調査は当然事業者にしてもらうように意見を書いています。ただ実際のやり方については、実際に調査する前に専門家の指導を受けて、きちっとした調査をするように、意見に書きたいと思っています。平成20年の一番直近のデータとしては、委員がおっしゃるように実際に雨が降ったときの調査がされていなかったということです。ただ平成15年頃までは降雨時の調査というのを行っておりまして、ただでさえ平成20年でも古いのに、さらにその5年前に降雨時の調査が終了しているということで、今回アセスに合わせて、

事業者には調査をしていただくということを考えています。繰り返しになりますが調査の前にはきちっと専門家の指導を受けて調査計画を立てた上で、やっていただくということを考えています。

(委員)

私が心配しているのは、平成 20 年の調査が降雨時の濁度調査ではないので、それで調査を行っていて問題がないと言われるのは違うと。その点はこの部会でも確認しておきたいと思います。やはり濁度計を入れて調査するなど、時系列でどのようにピークが現れたかというのが大事。そもそも先ほど流達時間と言いましたが、ものすごく短い場所だと思います。ピークの出方がものすごく短い。それを取るためには、採水をして取るというだけでは不十分で、時系列で取る必要があります。そのデータをまだ見せていただけていないため、問題がないと言っていいのか、というのが私の中で引っかかっているところです。ですので、これから相談をしながら調査をされるというのはぜひ書いて進めていただきたいと思います。ただ、平成 20 年の事後監視調査結果は雨が降った時の濁度の上がり方を調査したものであるという認識で進めないでください、というのが私からの依頼です。

(部会長)

概要書の中で、データが古く、かつ降雨時のデータがないという状況では、事後評価とかその辺りが明確にならないので、準備書の段階では、しっかりと最新のデータを取ることと、降雨時のデータもきちんと取ってくださいということをしっかり明記していただきたいということによろしいですね。

(委員)

その通りで結構です。

(部会長)

さらにお聞きしたいのは、準備書が出た後に、工事着手されて事後評価がされますよね。その事後評価の時にも、この水質汚濁に関しては、事後評価項目に入るという認識かと思っていますがいかがですか。

(委員)

入れた方がいいと思います。ほぼ裸地のようになっていますので、前回、問題がないという結論に達したこと自体が、どこかでかなり大きな誤解があったのではないかと思います。この手の場所だと通常は、事前事後の調査を計画するのは普通かと。ただ、事業規模にもよるので、そのあたりを勘案し、調査しないとなったのかもしれないですが、すでに今回はアセスが立ち上がっているのです、そういう意味では、事後調査もしていただければいいかと思います。

(事務局)

今は概要書の審査ということで、今後の環境影響評価の進め方についてご審査いただいています。その点では先ほど部会長と委員からもご意見いただきましたように、あくまでも現状調査として、降雨時の影響も含めてきちんと最新の状況を把握できるような調査をしていただく。今後、事業者は最後の手続きとして環境影響評価準備書の中で、調査の結果、予測評価の結果、それに加えて事業開始後の事後監視の計画について示されることとなります。ですので、準備書の審査の段階で、先ほど委員がおっしゃったような、事後監視のなかでも水をきちっと調査していくようにということ、また改めて審査意見に反映していけたらと事務局としては考えています。

(部会長)

専門家の指導のもとで決定し、と書いてあるので、そうされると思いますが、もし丁寧に書こうと思うと、最新のデータだけではなく、天候状況も勘案して、等の一言を入れていただければ、雨の日の対応ということも含んでいるということでご理解いただけるのではないかと思いますので、お願いします。

(事務局)

文言を検討いたします。

(部会長)

委員、このような対応でよろしいでしょうか。

(委員)

丁寧にまとめていただきありがとうございます。

(委員)

全体的事項の1(1)ですが、前から指摘されているように、調整池等が今回の事業者とは別の太平洋セメントというところが維持管理しているために問題が複雑だということで、連携・協力のうえ必要な対策を講ずる事とありますが、講じた対策は何か明確な形で報告してもらう必要はないのかという点が気になります。このままだとどういった対応をしてもらえるか、どういった対策が講じられたのかわからないし、はっきりしないので、検討していただければと思います。

(部会長)

例えば水質汚濁のAに、調査実施前に県へ報告する、という一文があります。今、委員のご発言は、対策を講じるとともに、報告してくださいということですが、そこまでは通常書かれないですか。

(事務局)

環境保全措置は、基本的には土地所有者である太平洋セメント等が実施することで、そ

れに対して今回の太陽光発電事業者は協力するということですので、その直接対応をNTTアノードエナジーに対して求めるものではないということで、少し弱めた書きぶりになっています。ご指摘のように、きちっと環境保全措置が継続的にされるかどうかというところは、少し懸念される場所ですが、実際この部会が始まる前に現地を見たところ、太平洋セメントは今もずっと環境保全措置を継続しておりまして、太陽光事業の工事が始まったとしても継続的に行うと明確に言うておりましたので、そこは一定程度信用できるのではという印象を持っています。

(委員)

今回の事業者とは別である太平洋セメントがそこを担当するという事なので、ここに書くというのは難しい側面があるだろうという気はしますが、造成をしないにしても、太陽光発電という事業でパネルを貼ることによって、様々な影響がありうる。排水の計画というのも、本来は、この事業の一体として考えるべきものだと思います。なので、排水についてはこちらのアセスにかからない、対象にならないというのは、まずいのではという気がします。その辺りも含めて、どこまで要求できるのかというところだと思います。

(部会長)

このアセスは、底地と上の利用とを分けた形で考えられているので、底地の管理は太平洋セメントが担う、ただ、造成は伴わないにしても、間違いなく利用は完全に変わるわけで、それは全く影響がないといえるのか。ただ借地といっても、その土地に存在しているということであれば、本来は一体のものですよね。そこが切り離されているので、我々もどこをどうコメントしたらいいのかというのが、非常に言いにくいというのが正直なところでは。そういう意味では、必要な措置・対策は講じられるとは思いますが、措置・対策についてももう少し踏み込んで書く方が、アセスの本来の趣旨からすると、合致しているのではないかと思います。事務局いかがですか。

(事務局)

この連携・協力という書きぶりは、事務局の中でも非常に議論のあったところで、もう少し強めに書いていたところを最終的にこういう形で少し弱めて記載し、案としてお示ししています。土地所有者がすべきことと、太陽光発電事業者がすべきことは、意見する相手が別なのではということもあり、こういった記載をしています。土地所有者として環境保全措置をすべきだという、以前のアセスの時の意見、それについては例えば、このアセスの手続きとは別に、改めて意見として直接土地所有者に対して述べることも1つやり方としてあるのではという意見もありました。それを今の太陽光発電事業者に対して直接的に述べるのは、控えるべきではないかという意見で、今回こういった提案としています。今の部会長のご意見、やはり少し強く書くべきではということに関しては、事務局内で表現についてももう少し検討したいと思います。

(部会長)

ぜひ前向きにご検討願えたらありがたいと思います。

動物のアについて。飛翔ルートなどを適切に予測及び評価ということが書いてありますが、先生のご指摘を見ると、渡りの回数など、かなり専門的な側面でいろいろご指摘されていますので、その回数など詳細に書いておく必要があるのか、それが難しければ、ここもやはり専門家の先生のご指導のもとでという文言を入れておく方がいいのではと思いますが、その辺りは事務局いかがお考えでしょうか。

(事務局)

委員からのご意見をメールでいただき、それを踏まえてこのような書き方をしています。本日の議論内容を含めて、明日以降に答申案について委員とやりとりをさせていただき、その結果も踏まえて、また修正等を検討の上で、改めて部会の委員の先生方にもお示ししたいと考えています。

(部会長)

ぜひそのように進めていただければと思います。

(委員)

関連して、この書きぶりだと事業実施区域にかかわらず、周辺も含めて、渡り鳥が高度を上昇させる地点を把握しろ、という趣旨のご意見なのでしょうか。

(事務局)

そのような意見だと承知しています。

(委員)

わかりました。淡路島のその辺りで、どこら辺で渡り鳥が行動を上げていくかという、かなり広域の調査をして欲しいということですね。

(事務局)

そうですね、その辺り具体的にどの範囲か、周囲というのがどこまでかというのは、委員にはまだ確認はしておりませんが、周辺も含めて広範囲にと考えています。

(委員)

先ほどの事業者の関係のところコメントが1点。これに反映させることは難しいと思いますが、調査地点が実際広大な土取り跡地で、その中の一部の太陽光パネルのところは今回の調査地になっていますが、その周辺との関係についてやはりどうしても影響が出てくるでしょうから、今後何かしらもう少し広域のことができればなと思いました。

質問としては植物のところですか。(3)のイのところ、侵略的外来種の防除について書いていただいておりますが、準備書に防除についても書き込む、という意図も含まれることで、問題ないということよろしいですか。

(事務局)

はい。通常、準備書の段階で、環境保全措置の観点で、その辺りの侵略的外来種への対処というものも、一般的に書かれていることがございます。

(委員)

わかりました。そういったところをしっかりとしていかないと、実際にどんどん広がっていきますので、防除方法について具体的に記載してもらおうということでいいかと思います。

(部会長)

他いかがでしょうか。クモのところはよろしいですか。

(委員)

書いていただいている内容で、いいかと思います。

(部会長)

先ほどの全体事項のところは、なかなか事務局としては難しい対応されているというのはよくわかります。ただ、底地の管理は太平洋セメントですが、パネルを設置して、そこで問題が生じるかもしれないので、きちんと連携協力をする、その連携協力を申し出るのは、NTT アノードエナジーであるわけです。その結果として、対策を講じるのは太平洋セメントですが、対策に関してどう取り組んだかということ報告されるのは、この事業者だと思ってしまうので、そこはやはり実施主体に対してアクションを起こして、こういうアクションをやりましたよというところは、この部会の意見として記載いただいてもいいのではないかなと思います。そこは事務局の方で少しご検討いただければと思います。

(事務局)

わかりました。

以上